

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

最終評価説明資料



独立行政法人
地域医療機能推進機構

目 次

評価項目	ページ	評価期間										最終評価
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
評価項目1 効率的な業務運営体制の確立	2	S(4.57)	S(4.57)	S(5.00)	A(4.42)	S(5.00)	S(5.00)	S(4.85)	A(4.42)	S(5.00)	S(4.76)	
評価項目2 業務管理の充実	4	A(4.43)	S(4.71)	S(4.71)	A(4.28)	S(4.71)	S(4.85)	S(4.85)	A(3.85)	S(4.66)	S(4.56)	
評価項目3 業務管理の効率化に伴う経費節減	6	A(4.00)	S(4.71)	S(4.71)	A(4.42)	S(4.57)	S(4.57)	A(4.42)	A(4.00)	A(4.16)	A(4.40)	
評価項目4 各施設の経営状況の把握・機構の業務に関する地方公共団体への説明	7	A(4.14)	A(4.14)	S(4.71)	S(4.57)	S(5.00)	S(5.00)	A(4.28)	A(4.00)	A(4.00)	A(4.43)	
評価項目5 年金福祉施設の譲渡又は廃止	8	A(3.71)	S(4.57)	S(5.00)	S(4.71)	S(4.85)	S(5.00)	S(4.57)	A(3.85)	A(4.33)	S(4.51)	
評価項目6 年金福祉施設の運営及び資産価値の保全	14	S(4.71)	A(3.86)	A(4.00)	A(4.00)	A(4.28)	S(4.71)	S(4.71)	A(4.42)	A(4.33)	A(4.34)	
評価項目7 買受需要の把握及び開拓	16	A(4.29)	S(4.57)	A(4.14)	S(4.85)	S(5.00)	S(4.85)	A(4.42)	A(4.00)	A(3.83)	A(4.44)	
評価項目8 情報の提供	17	A(3.86)	A(3.86)	A(4.14)	A(3.85)	A(4.00)	S(4.57)	A(4.28)	A(4.28)	A(4.00)	A(4.09)	
評価項目9 新機構への改組に向けた準備	18	—	—	—	—	—	—	—	S(4.57)	S(5.00)	S(4.79)	
評価項目10 予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額	21	A(3.71)	S(4.57)	S(4.86)	S(4.57)	S(5.00)	S(4.57)	A(4.14)	A(3.57)	A(3.83)	A(4.31)	
評価項目11 人事に関する計画	22	A(3.71)	A(4.00)	A(4.00)	A(3.85)	A(4.00)	S(4.57)	S(4.85)	A(4.28)	A(4.16)	A(4.16)	
評価項目12 国庫納付金に関する事項	23	A(3.86)	A(4.14)	A(3.71)	A(3.85)	A(4.14)	A(3.71)	A(3.85)	A(3.71)	S(4.66)	A(3.96)	
評価項目13 外部の有識者からなる機関に関する事項	24	A(4.29)	A(4.43)	A(3.86)	A(4.00)	A(4.00)	A(4.00)	A(4.00)	B(3.28)	A(3.66)	A(3.95)	
評価項目14 保有する個人情報の保護に関する事項	25	A(3.71)	A(3.86)	A(3.71)	A(3.71)	A(4.00)	A(3.85)	A(3.71)	A(3.57)	A(3.83)	A(3.77)	
評価項目15 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項	25	—	—	—	—	S(4.85)	S(5.00)	—	—	—	S(4.93)	

【評価項目1】

1.効率的な業務運営体制の確立(1)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
S (4.57)	S (4.57)	S (5.00)	A (4.42)	S (5.00)	S (5.00)	S (4.85)	A (4.42)	S (5.00)	S (4.76)

実情に即した組織編成及び組織編成の見直し

- ・独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下、「RFO」という。)設立当初の組織体制は、施設譲渡の企画・開発、入札・売却に主眼をおいたものであり、その後の各年度において、実情に即した効率的な業務運営体制となるよう、常に必要な見直しを行なってきた。
- ・平成23年6月に成立した、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」(平成23年法律第73号)により、RFOは平成26年4月に独立行政法人地域医療機能推進機構(以下、「JCHO」という。)に改組されることになり、平成24年度以降は、JCHO設立に向けた準備作業が主な業務となった。このため、平成24年4月、金融機関出身の理事長に替わって、地域医療に取り組んできた現理事長が着任し、地域医療機能推進機構準備室を立ち上げ、組織文化の異なる公益法人3団体が運営する社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院を、独立行政法人に相応しい統一的な制度の下に移行すべく、委託先団体や行政庁等との高度な折衝や調整を行なえる体制とした。
- ・JCHOへの改組の準備作業に当たっては、財務調査を通じて委託先の多くの病院の財務及び内部統制の状況に重大な問題があることが把握され、その改善をRFOが直接指導することが厚生労働大臣から命じられるなど、当初想定されていなかった様々な困難な課題への対応が求められた。
- ・こうした様々困難にもかかわらず、少数の職員体制の下で広範な業務を的確に実施し、平成26年3月末までの限られた時間内に移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成26年4月のJCHO発足を果たすことができた。

【評価項目1】

1. 効率的な業務運営体制の確立(2)

必要に応じた業務の外部委託

- ・効率的な組織運用の観点から、積極的に外部委託を行い、外部の専門的知見を活かす方針を取った。
- ・不動産譲渡関係では、年金福祉施設譲渡のための業務総合アドバイザー業務、事業デューデリジェンス業務、不動産売買業務の一部、エンジニアリングレポートの作成業務、譲渡病院の事業引き継ぎ支援業務等を外部委託を活用して実施した。
- ・JCHOへの移行準備作業の一環として、各病院の経営状況等を把握するとともに、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、平成22年度から25年度まで財務調査を監査法人に委託して実施した。

公益法人への経営委託

- ・施設が譲渡又は廃止されるまでの間は、RFO設立前に社会保険庁が委託していた公益法人と委託契約を締結し、平成25年度末をもって、公益法人との委託契約をすべて解除した。

【委託先】

(社)全国社会保険協会連合会、(財)厚生年金事業振興団、(財)船員保険会、(社)地域医療振興協会等

【評価項目2】

2.業務管理の充実(1)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (4.43)	S (4.71)	S (4.71)	A (4.28)	S (4.71)	S (4.85)	S (4.85)	A (3.85)	S (4.66)	S (4.56)

データベースによる管理

- ・国から出資を受けた資産の管理については、国有物品台帳等は全てPDF化し、データベースによる集約管理を行った。
- ・情報管理、物品管理、不動産管理、施設情報管理、進捗管理及び実績管理等のデータベースを作成し、業務に活用した。
- ・平成22年度に実施した不動産調査で作成されたデータベースについては、不動産支障の解消の可否の検討に活用するとともに、JCHOにおいて利用見込みのない不動産の洗い出しにも活用した。

会議等を通じた進捗管理

- ・業務の進捗に関しては、役員会、定例会議等で主たる業務の進捗状況を報告し、進捗管理を行ってきた。
- ・JCHOへの移行準備作業としては、極めて広範かつ多様な内容に加え、事務量的にも極めて膨大な作業が必要とされたが、これらの膨大な作業を、平成26年4月のJCHO移行までに完了させるため、必要な全業務をリストアップし、各業務の担当者と責任者を決めて業務スケジュールを作成し、毎月初めの定例会議で進捗状況を報告させ、業務分担の見直しを含めた修正を常に行なながら進行管理してきた。
- ・その結果、平成26年3月までの限られた時間内に、JCHO発足までに必要とされた移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じさせることもなく平成26年4月のJCHO発足を迎えることができた。

【評価項目2】

2.業務管理の充実(2)

事業リスクの把握・管理

- ・ 不適格者入れ、談合、風評リスク、法規制変更リスク等の諸リスクには、毎日開催していた業務打合せ会で議論し、所管部署が対応した。また、売却過程に発生するリスクに対応するため外部の特別顧問を設置するなどの対応も行った。
- ・ 訴訟等の法律問題に対応するため法務文書課を設置し、さらに企画部に上席調査役を配置した。
- ・ RFO保有施設等の物件につき、RFOを通じて優先譲受・随意契約ができる等の偽情報が流布されているとの情報については、被害発生の抑制のため、ホームページにより情報を開示し、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行った。
- ・ JCHOへの移行に際しては、委託先団体の職員は一旦退職し退職金が支払われること、また、JCHOでは給与が低くなる職員もいること等から、職員の大幅な離職による人手不足が懸念された。こうした懸念に対し、「理事長から職員の皆さんへのメッセージ」を示し、各病院において職員への丁寧な説明を行うよう促すなど、各病院と一体となって対応した結果、JCHO発足時の常勤職員数については、改組前とほぼ同数の約2.3万人を確保することができた。

【評価項目3】

3.業務管理の効率化に伴う経費節減

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (4.00)	S (4.71)	S (4.71)	A (4.42)	S (4.57)	S (4.57)	A (4.42)	A (4.00)	A (4.16)	A (4.40)

一般管理費(人件費除く)の節減について

・一般管理費(人件費除く)の削減については、調達の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成17年度との比較で18%以上の削減とする中期計画目標を大幅に上回る64%の削減を達成した。

○一般管理費(人件費を除く)の推移

(単位:百万円)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	対17年度
42	38	33	29	31	28	20	17	15	△64%

常勤役職員数の節減について

・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人員削減の取組について、平成25年度末の常勤役職員数は22名となり、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減とする中期計画目標を大幅に上回る46.3%の削減を達成した。

○常勤役職員数の推移

(単位:人)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	対基準人員 (対41名)
36	36	39	39	34	31	25	24	22	△46.3%

契約及び情報保護の徹底について

・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)や「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日厚生労働大臣通知)等に基づく、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹底等の各種取組みを着実に実施するとともに、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問を設置し、日常的に審査・指導を受けることのできる体制を整備している。

・施設譲渡に係る入札情報等の重要な情報の紛失・漏洩を防止するため、情報セキュリティ対策の充実を図った。

【評価項目4】

4.各施設の経営状況等の把握・ 機構の業務に関する地方公共団体への説明

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (4.14)	A (4.14)	S (4.71)	S (4.57)	S (5.00)	S (5.00)	A (4.28)	A (4.00)	A (4.00)	A (4.43)

各施設の経営状況等の把握

- RFO設立時には、全施設を対象に不動産調査を実施し、譲渡計画を立案し実行した。
- 平成20年度の社会保険病院等の出資時鑑定評価にエンジニアリングレポートを活用し、老朽度等を把握するとともに財務分析により、経営状況を把握した。その結果に基づき26病院においてRFOによる整備を実施した。
- 社会保険病院等が、引き続き地域医療に貢献できるよう、平成22年度及び平成23年度に財務調査(第1・第2フェーズ)を実施し、3期分の合算財務諸表を作成、指標・比較分析により詳細分析を実施した。
- 平成24年度には、財務調査及び内部統制調査(第3フェーズ)を実施し、RFO資産を含めた経営状況等を把握した。また、新たに出資された船員保険病院(3病院)についてエンジニアリングレポートを作成し、各病院の老朽度等の実態を把握した。
- 平成25年度にも、引き続き財務調査等(第4フェーズ)によりRFO資産を含めた病院等の経営状況等を把握した。

機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

- RFO設立当初には、年金福祉施設が所在するすべての地方公共団体に対して、RFOが行う譲渡業務について関係書類を送付し、地方公共団体の意向についてアンケート調査を行った。未回答の地方公共団体には年金福祉施設の実査等の際に訪問のうえRFO業務の説明を実施するとともに、回答のあった地方公共団体にも必要に応じRFO業務の説明を行った。
- その後のマーケティング活動の中で、譲渡価格の引き上げ、雇用の確保、地元の存続要望等の公共性への対応の観点から、地方公共団体による支援策等の取り付けが極めて重要なポイントであったことから、年金福祉施設の存続を希望する自治体に対して、施設に対する支援策取り付けによる付加価値の拡大に努力した結果、譲渡完了時においては、固定資産税減免、補助金の交付等の支援策を得た施設は53施設となり、この内46施設については地方公共団体の意向に沿った用途となつた。
- 社会保険病院等の譲渡に関しても、病院等の所在地方公共団体と連絡を密に行い、譲渡条件等について十分な協議を行つた。
- 平成25年度には、JCHOにおいて利用見込みのない不動産の売却にあたり、所在地方公共団体の意向調査を行つた。

【評価項目5】

5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止(1)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (3.71)	S (4.57)	S (5.00)	S (4.71)	S (4.85)	S (5.00)	S (4.57)	A (3.85)	A (4.33)	S (4.51)

年金福祉施設の譲渡又は廃止

- ・年金福祉施設の譲渡にあたっては、官業から民業への橋渡しというコンセプトを掲げ、極力現在の事業を継続することを前提に、各事業年度ごとに年度計画を立案し、平成22年8月4日をもって年金福祉施設の全施設の売却を完了した。
- ・社会保険病院等の譲渡については、社会保険浜松病院、健康保険岡谷塩嶺病院、健康保険鳴門病院(看護専門学校を含む。)、川崎社会保険病院(老人保健施設を含む。)、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院(老人保健施設を含む。)、社会保険鰐沢病院(老人保健施設を含む。)及び社会保険紀南病院(看護専門学校を含む。)の8病院の譲渡を完了した。
- ・JCHOへの移行を控えた平成25年度においては、病院跡地などJCHOにおいて利用見込みのない不動産の洗い出しを行い、10物件の売却(自治体に売却した1件は随意契約、他はすべて一般競争入札)を年度末までに完了した。
- ・売却額合計は2,185億円となり、売却原価比で+1,074億円(182.2%)、出資価格比で+183億円(108.3%)となり、RFOが目標としてきた「時価を上回り売却すること」及び「出資価格を毀損しないこと」という二つの目標を達成した。

【平成25年度までの譲渡実績】

【単位：百万円】

譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額(参考)	出資価格比(参考)
308	438	237,972	+107,394	182.2%	+18,273	108.3%

【評価項目5】

5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止(2)

契約方法

○年金福祉施設等

- ・地方公共団体の収用に応じた7施設以外は、すべて一般競争入札により対応した。

○社会保険病院等

- ・厚生労働省の指示により随意契約となった6病院等（健康保険岡谷塩嶺病院、健康保険鳴門病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鰐沢病院等及び社会保険紀南病院等）以外は、一般競争入札に付して対応した。（社会保険浜松病院及び川崎社会保険病院等）
- ・JCHOへの移行を控えた平成25年度においては、JCHOにおいて利用見込みのない不動産の洗い出しを行い、10物件の売却（自治体に売却した1件は随意契約、他はすべて一般競争入札）を年度末までに完了した。

譲渡条件（年金福祉施設等）

- ・健康管理センターについては、引渡し後5年間健康診査事業を実施することを条件として20施設の譲渡を実施した。
- ・老人ホームについては、5年間の機能維持に加えて、譲渡時点の入居条件を1年間維持することを条件として、譲渡後に円滑に事業が引き継げるよう買受者との調整に努め、21施設の譲渡を実施し、終身利用老人ホームである厚生年金サンテール千葉については、委託先団体と入居者が入居時に締結した条件を継承し、終身利用権を担保することを主な譲渡条件として一般競争入札に付し、譲渡を行った。
- ・サンピアさぬきについては、スケートリンクを5年間の維持することを条件として、北海道厚年年金会館については、ホールの機能を5年間維持することを条件としてそれぞれ一般競争入札に付し、譲渡を行った。

条件付き譲渡施設数

	健康管理センター	老人ホーム	その他
平成18年	2	-	-
平成19年	10	1	1
平成20年	7	10	1
平成21年	1	8	-
平成22年	-	2	1
合計	20	21	3

【評価項目5】

5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止(3)

譲渡条件(社会保険病院等)

・社会保険浜松病院

社会保険浜松病院の譲渡条件については、所在地方公共団体である静岡県及び浜松市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で設定した。

(譲渡条件:①落札決定日から起算して5年を経過した日又は移転用地の所有権が移転した日から起算して3年を経過した日のいずれか早い日までに新病院を開設すること、②新病院の病床数は開設時に199床以上とすることとし、開設後2年内に199床以上を稼働させることなど)

・健康保険岡谷塩嶺病院

健康保険岡谷塩嶺病院の譲渡条件については、所在地方公共団体である長野県及び岡谷市より、譲渡条件等について意見を求めた。

(譲渡条件については、運営者である岡谷市に譲渡を行い、現在岡谷市が運営する2病院の機能を統合することが決定しており、特に設定されなかった。)

・健康保険鳴門病院等

健康保険鳴門病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である徳島市より、徳島県への譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で設定した。

(譲渡条件:①救急医療、災害医療及び臨床研修をはじめとして、徳島県が地域医療について必要と認められる機能を承継すること、②看護専門学校を継続して運営することなど)

・川崎社会保険病院等

川崎社会保険病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成し、地元有識者で構成される川崎社会保険病院譲渡検討委員会に諮問し、委員会の承認を得たうえで譲渡条件を設定した。

(譲渡条件:①譲渡後2年内の早期に病床数308床を稼働させること、②譲渡後1年内に救急告示の認定を受けること、③譲渡後も回復期リハビリテーション病床を稼働させることなど)

【評価項目5】

5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止(4)

譲渡条件(社会保険病院等)

・ 東北厚生年金病院

東北厚生年金病院の譲渡条件については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定した。

(譲渡条件:①一般病床420床、精神病床46床を維持すること、②譲渡後も循環器科・整形外科、心臓血管外科、産婦人科、リハビリテーション科、精神科を維持すること、③譲渡後も地域医療支援病院の承認を受けることなど)

・ 東京北社会保険病院等

東京北社会保険病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である東京都及び北区より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定した。

(譲渡条件:①現在の25診療科の維持と整備後の343床を維持すること、②譲渡後も小児科、内科、外科の休日・全夜間診察(二次救急)を実施すること、③譲渡後も臨床研修病院の指定を受け機能を維持することなど)

・ 社会保険鰐沢病院等

社会保険鰐沢病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である山梨県及び富士川町より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定した。

(譲渡条件:①救急医療や災害医療など、地域医療において必要と認める機能を承継すること、②介護老人保健施設を継続して運営することなど)

・ 社会保険紀南病院等

社会保険紀南病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である和歌山県より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定した。

(譲渡条件:①救急医療、災害医療及び周産期医療など和歌山県が地域の中核病院として必要と認める機能を維持すること、②看護専門学校を継続して運営することなど)

【評価項目5】

5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止(5)

譲渡価格

○年金福祉施設

- ・適正な市場価格の把握のため、公募プロポーザルにより不動産鑑定業者を複数選定し、必要に応じて不動産の再鑑定評価を実施できる体制とした。平成19年度以降は、入札参加者に価格の目安を示すとともに、RFOとしての意思を入札価格に反映させることを意図し、最低売却価格の全件開示に踏み切った。最低売却価格については、不動産鑑定の手法に基づきRFOのマーケティングにより把握した市場動向を反映させた。

○社会保険病院等

- ・社会保険病院等の譲渡に関しても、直近の不動産鑑定評価を取得した上で不動産鑑定評価の手法に基づき譲渡価格を設定した。なお、譲渡における予定価格設定プロセスについては、外部の有識者からなる「譲渡業務諮問委員会」に諮問し、具体的な鑑定評価方法や病院の経営状況などの説明を行った上で、審議いただいた。

譲渡の対価の支払い方法

- ・譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払(施設の引渡しの日)とした。
- ・地方公共団体へ売却した3施設については、議会決議を経る迄の間の仮契約での対応、分割払い(2回)での対応、契約保証金の免除等譲渡対価の支払い方法の弾力化に配慮を行った。

老人ホーム入居者への配慮

- ・老人ホームについては、5年間の機能維持に加えて、譲渡時点の入居条件を1年間維持することを条件として、譲渡後に円滑に事業が引き継げるよう買受者との調整に努め、12施設の譲渡を実施した。終身利用老人ホームである厚生年金サンテール千葉については、委託先団体と入居者が入居時に締結した条件を継承し、終身利用権を担保することを主な譲渡条件として入札を行うなど十分な配慮を行った。

【評価項目5】

5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止(6)

委託先公益法人の雇用への配慮

○年金福祉施設等

- ・施設の譲渡において、事業継続を前提として買受を検討している者に対し、委託先公益法人等の従業員の再雇用の依頼を行った。また、落札者が事業継続を予定している場合には、売買契約締結時より買受者、委託先公益法人を含めた三者協議を開始し、委託先公益法人等の従業員の再雇用に向け、採用面接の機会等を設定することに尽力した。
- ・施設の廃止に当たっては、国が作成した雇用への配慮に関するスキームに基づき、厚生労働省職業安定局への情報提供を行った。
- ・雇用への配慮に努めた結果、譲渡時に従業員がいた施設の内187施設(72%)において全部又は一部の雇用が継続された。

雇用継続状況	施設数	比率	
譲渡時に従業員がいた施設	258	100%	
継続	142	55%	
一部採用	45	17%	
非継続	71	28%	

○社会保険病院等(委託先への譲渡を除く)

- ・社会保険浜松病院 ⇒ 譲渡時には、健康管理センターのみの運営であったが、正規職員のうち希望者は全員、買受者である医療法人に雇用された。
- ・健康保険鳴門病院 ⇒ RFOより徳島県に職員の雇用を依頼したのに対し、原則として現職員全員を再雇用する方針である旨回答があり、買受者により職員の継続雇用が確保された。
- ・川崎社会保険病院 ⇒ 神奈川県より職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、同県の要望としてRFOより全入札参加検討者に対し、雇用への配慮を求め、買受者である医療法人は希望者全員に対し面接を実施した。
- ・東北厚生年金病院 ⇒ 所在地公共団体である宮城県及び仙台市から職員の継続雇用に配慮することが求められことから、RFOにおいて同県及び同市の要望として買受者である大学に対し依頼を行い、希望者については継続雇用が確保された。
- ・社会保険鰐沢病院 ⇒ 所在地公共団体である富士川町への意見照会において、職員の雇用の継続が示され、買受者である峡南北部二病院統合事務組合において、職員全員が継続雇用された。

【評価項目6】

6. 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全(1)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
S (4.71)	A (3.86)	A (4.00)	A (4.00)	A (4.28)	S (4.71)	S (4.71)	A (4.42)	A (4.33)	A (4.34)

譲渡対象施設敷地内の支障への対応

- ①旧法定外の公共物の購入(里道等)
- ②接道敷地の購入
- ③境界線の調整・確定
- ④地上権の設定
- ⑤土地交換
- ⑥下水道事業受益者負担金への対応
- ⑦PCB廃棄物の処分及び移動
- ⑧アスベスト対策
- ⑨電波障害対策



年金福祉施設等の維持管理

- ①エンジニアリングレポートの活用
 - ・建物・設備の老朽化の把握
 - ・遵法性(既存不適格、法的遡及非対応等)の把握
- ②災害等による被害復旧、利用者の安全な利用の支障解消
 - ・東日本大震災や台風による建物損傷の復旧
 - ・樹木伐採等
- ③施設機能維持のための整備
 - ・熱源更新、空調設備更新
 - ・外壁改修、屋上防水改修



		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
RFOによる整備 (災害復旧、法令遵守、患者安全性)	件数(件)	—	97	94	92	85	35	19	20	11	453
	金額(億円)	—	1.8	1.0	1.8	2.4	2.7	0.6	0.3	1.0	11.6
委託先公益法人による整備 (施設機能の維持管理)	件数(件)	—	30	33	27	30	20	29	11	10	190
	金額(億円)	—	4.3	1.4	34.8	91.3	305.0	339.0	40.0	58.0	873.8

【評価項目6】

6. 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全(2)

○社会保険病院等について

- ・ 社会保険病院等の財務諸表は、委託先公益法人毎・個別病院毎に作成基準が異なっており、統一的な基準で把握する必要があった。
- ・ 将来の建替え資金を捻出するためには、RFO保有資産に係る減価償却費負担を個別病院毎の財務諸表において費用認識する必要があることから、RFO保有資産の再調達原価に基づき減価償却累計額・年間要償却額を算定する必要があった。
このため、平成22年度、平成23年度には財務調査(第1・2フェーズ)を実施し、RFO資産を含めた実態ベースの合算財務諸表を作成し、個別病院等の分析も実施した。
- ・ 平成24年度には、JCHOへの改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①運営を委託している病院等についてRFO資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに新機構に改組された時点で想定されるJCHO開始貸借対照表の作成②各病院等における現金、預金、医業未収金等の各勘定が適切な内部統制のもとで管理されているかについて財務及び内部統制調査(第3フェーズ)を行った。
- ・ 平成25年度には、引き続き合算財務諸表等の作成を行うとともに、前年に実施した内部統制調査で検出された事項の改善状況のチェック等を目的とした財務調査等(第4フェーズ)を行った。
- ・ すべての病院についてRFOの理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、JCHOのミッションの共有、統一の制度設計移行への確認、医療経営戦略の更なる改善点等について集中的に議論を行い、その結果を踏まえてJCHOの各病院の平成26年度事業計画案を作成した。

【評価項目7】

7. 買受需要の把握及び開拓

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (4.29)	S (4.57)	A (4.14)	S (4.85)	S (5.00)	S (4.85)	A (4.42)	A (4.00)	A (3.83)	A (4.44)

買受需要の把握及び開拓

○年金福祉施設等

- ・現存する建物とそこで働く人を活かすためには、年金福祉施設の事業を継続することが有効である。
- ・買受人の発掘、開拓を自ら行う方針に基づき、全施設の実査に加え、地方公共団体、金融機関、ゼネコン及び地元の有力企業を訪問し、買受需要の開拓を行った。
- ・譲渡に至るまでに買受希望者のマーケティング、購入用途別の入札見込み額の把握を行い、一定の目途がついたところで入札公告を実施した。
- ・この結果、平成22年度の福祉施設の譲渡完了時には、譲渡時に事業を行っていた福祉施設の内、192施設(74%)において事業が継続された。

事業継続状況	施設数	比率	
譲渡時に事業を行っていた施設	258	100%	
継続	192	74%	
非継続(一部受皿有)	19	7%	
非継続	47	18%	

○社会保険病院等

- ・社会保険病院等のうち一般競争入札による譲渡については、年金福祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かして準備を行い、入札を実施した。
- ・病院の跡地等で、JCHOにおいて利用見込みのない不動産については、RFOにおいて売却する方針とし、対象となった10件の不動産が所在する地方公共団体(11団体)に対し、取得の意向について調査を行うとともに、過去の施設の売却見込み等に関する問い合わせを記録した施設情報データベースを活用して、入札参加者の増加に繋げた。

【評価項目8】

8.情報の提供

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (3.86)	A (3.86)	A (4.14)	A (3.85)	A (4.00)	S (4.57)	A (4.28)	A (4.28)	A (4.00)	A (4.09)

情報の提供

・運営に関する情報を可能な限り開示し、透明性の確保に努めており、RFOのホームページでは以下の情報を掲載し、継続的に情報提供を行った。

① 機構の目的、業務の概要

② 機構の組織概要

③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準

④ 機構の中期目標、中期計画及び年度計画

⑤ 機構の契約方法に関する定め

⑥ 毎月の契約締結状況

⑦ 四半期ごとの公益法人への支出、広報経費、委託調査費、タクシーレートの支出

・譲渡価格に関する内部情報・入札者情報以外は全て開示している。

・RFOで実施した公的施設売却に係るノウハウを整備し、国や独立行政法人より施設譲渡手法等に関して問い合わせがあった場合には、原則として面談により、詳細な情報提供を行った。

・JCHOへ改組されることになったことに伴い、平成24年度には、ホームページの一部改訂を実施し、JCHOへの改組について、移行に係る経緯及び理事長からのメッセージ等を掲載した。

・平成25年8月には、全社連病院が、平成24年度決算において約120億円の決算修正を行うこととなったこと、また、こうした重大な事態を受けて、今後全社連病院の適正な財務・会計処理についてはRFOが直接各全社連病院を指導するよう厚生労働大臣から命ぜられたことについて記者会見を開き説明するとともにホームページにて公表した。

【評価項目9】

9.新機構への改組に向けた準備(1)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
—	—	—	—	—	—	—	S (4.57)	S (5.00)	S (4.79)

独立行政法人地域医療機能推進機構への改組準備(I)

準備体制の立ち上げ

- JCHOへの改組を見据え、平成24年4月、金融機関出身の理事長に替わって、地域医療に取り組んできた現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室を設置し、新体制の下、本格的な改組準備を開始した。

改組に当たっての基本姿勢

改組に当たっては以下の点を示しながら準備を進めてきた。

(1) JCHOの使命

公的医療機関として、未だ満たされていない地域医療のニーズに応え、地域医療のミスマッチの解消に資すること

(2) JCHOにおける在るべき組織運営の姿

- ① 委託先3団体の異なる歴史、組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等を乗り越え、一体感のある組織作りを行う必要
- ② 国からの運営費交付金はなく、財政的に自立した病院運営を行う必要
- ③ 独法として社会への説明責任、透明性が一層求められるという認識

改組に当たっての困難な状況

(1) 委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系等を独法の統一した体系に見直すことに対して、関係者の抵抗があったこと。

(2) 財務調査を通じて、委託先の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握され、その改善をRFOが直接指導することが厚生労働大臣から命ぜられたことなど、当初想定されていなかった様々な困難への対応が求められた。

【評価項目9】

9.新機構への改組に向けた準備(2)

独立行政法人地域医療機能推進機構への改組準備(Ⅱ)

院長会議等を通じた新機構の運営方針の確定

- 院長会議等の各種の会議や委託先団体幹部との個別の打合せ等で徹底的に議論を行い、JCHOの運営方針を確定させてきた。

(1) 院長会議の開催【平成24年4月～平成26年3月】

- ・ RFO主催で3団体の本部と全院長による会議を計10回開催し、JCHOの使命など運営に係る重要事項を議論し、方針を確定させてきた。

(2) ビジョン具体化等に関するワーキンググループ(WG)の実施【平成24年6～7月】

- ・ RFO、委託先団体、その他有識者からなるWGを立ち上げ、具体的検討事項について議論を行い、方針をまとめた。

(3) 実務作業チームでの検討【平成24年8～12月】

- ・ 改組に当たり必要となる資産の整理等の実務的な課題について、RFO及び委託先団体の実務担当者による実務作業チームを立ち上げ、議論を行い、方針をまとめた。

(4) 個別病院のヒアリング

- ・ 個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院についてRFOの理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、JCHOのミッションの共有、統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。

財務及び内部統制調査への対応

- 独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運用と適正な内部統制を確保する観点から、平成24年度に財務及び内部統制調査(第3フェーズ)を行ったところ、全社連病院について財務・会計処理に関する重大な問題が明らかになったことから、説明責任を果たすため、平成24年12月と平成25年3月に記者発表を行い、全社連病院について決算修正が必要であることを明らかにした。

- 平成25年度においては、全社連病院に係る平成24年度決算修正額等の検証、第3フェーズの調査における検出事項のフォローアップ等を行い、病院に対する指導を重ねた結果、平成26年3月末までに全病院で検出事項が改善されたことを確認した。

【評価項目9】

9.新機構への改組に向けた準備(3)

具体的な準備作業の推進

- JCHOへの移行準備作業としては、①財務及び内部統制に関する対応、②中期計画等への対応、③JCHO病院の名称、組織等への対応、④給与等への対応、⑤職員の採用等への対応、⑥JCHOが保有することとなる資産の確定等の対応、⑦病院の運営に係るシステム対応、⑧その他の種々の事務への対応、⑨総合診療医の育成への対応等、極めて広範かつ多様な内容に加え、57の病院との組織等に係る調整、23,000人の常勤職員の人事給与の設定など、事務量的にも極めて膨大な作業が必要とされた。
- これらの膨大な作業を平成26年4月のJCHO移行までに完了させるため、移行までに必要な全業務をリストアップし、各業務の担当者と責任者を決めて、平成26年4月までの業務スケジュールを作成し、毎月初めの定例会議で進捗状況を報告させ、業務分担の見直しを含めた修正を常に進行しながら進行管理してきた。業務スケジュールを策定するに当たっては、平成24年度に大きな方針・枠組みを決め、25年度には具体的な事項の準備を進めるとの方針のもとに行い、限られた職員体制の下で広範な業務を必要な時期までに終了できるよう、的確に実施してきた。
- その結果、平成26年3月末までの限られた時間内に、JCHO発足までに必要とされた移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成26年4月のJCHO発足を迎えることができた。

【評価項目10】

10.予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (3.71)	S (4.57)	S (4.86)	S (4.57)	S (5.00)	S (4.57)	A (4.14)	A (3.57)	A (3.83)	A (4.31)

予算及び決算

・平成17年度及び平成23年度を除き、予算額を上回る決算額となっているが、不動産売却収入等の収入が計画を上回っているためであり、一般管理費については、中期計画に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行した。

(単位:百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	9,859	30,148	59,002	86,978	100,444	104,238	25,472	28,737	34,321
決算額	4,999	31,504	66,963	96,898	110,545	118,244	25,046	29,113	38,350

不動産等売却収入	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	6,945	25,738	30,531	42,905	44,203	41,629	0	5,444	11,913
決算額	4,819	27,147	37,252	51,933	51,356	49,630	0	0	15,835

一般管理費	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	149	168	168	164	163	147	147	147	136
決算額	148	146	136	134	134	120	108	93	85

短期借入金

・初年度である平成17年度の166百万円のみであり、他の年度において短期借入はなく、中期計画の範囲内となっている。

【評価項目11】

11.人事に関する計画

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (3.71)	A (4.00)	A (4.00)	A (3.85)	A (4.00)	S (4.57)	S (4.85)	A (4.28)	A (4.16)	A (4.16)

人事に関する方針

・平成18年度より、一般職員については実績評価と能力評価による評価、譲渡専門員については民間に準じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行った。

人員に関する指標

・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人員削減の取組について、中期計画においては、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げているが、業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきたことにより、平成25年度末の常勤役職員数は22名となり、基準人員(41名)との比較で中期計画目標を大幅に上回る46.3%の削減をした。

○常勤役職員数の推移

(単位:人)

17年度 (基準人員)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	対基準人員
36(41)	36	39	39	34	31	25	24	22	△46.3%

【評価項目12】

12.国庫納付金に関する事項

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (3.86)	A (4.14)	A (3.71)	A (3.85)	A (4.14)	A (3.71)	A (3.85)	A (3.71)	S (4.66)	A (3.96)

国庫納付金

- ・国庫納付については、譲渡収入を財源として、翌年度のRFOの業務に必要な経費として厚生大臣から示される金額を控除した額を算出し、譲渡収入のあった翌年度に納付してきた。
- ・初年度である平成17年度及び東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費を考慮した平成23年度を除き、国庫納付を行った。
- ・26年度に行われる国庫納付は、例年の施設譲渡に伴う収入に加え、病院経営3団体との委託契約終了に伴う清算剰余金を含めたものとなっている。
- ・国庫納付金の納付については、決算結了後、速やかに納付した。

(単位:百万円)

国庫納付金	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	0	0	20,356	33,462	43,584	51,578	0	0	13,837
決算額	0	1,288	22,950	40,319	48,581	89,178	0	3,085	19
納付年月日	—	H18.9.15	H19.9.25	H20.9.22	H21.9.24	H22.9.24	—	H24.9.26	H25.11.8

【評価項目13】

13.外部の有識者からなる機関に関する事項

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (4.29)	A (4.43)	A (3.86)	A (4.00)	A (4.00)	A (4.00)	A (4.00)	B (3.28)	A (3.66)	A (3.95)

- ・RFOの業務遂行に当たって、外部の有識者の意見を聴くため、外部の有識者からなる譲渡諮問委員会を設置し、
 - 1.個別資産の具体的な譲渡方法を含めた年金福祉施設等の譲渡に関すること
 - 2.社会保険病院等の運営又は管理に関するこ
 について審議を行った。
- ・譲渡諮問委員会での意見は、適宜RFOの業務に反映させるとともに、審議内容については、ホームページにおいて開示を行った。
- ・平成20年度には、社会保険病院等の出資に伴い、2名の委員を増員し、委員会での審議事項に「社会保険病院及び厚生年金病院の運営又は管理に関するこ」が追加し機能の拡大を図った。
- ・譲渡諮問委員会では、譲渡業務のみならず、社会保険病院等の運営または管理に関する事項についても諮問を行い議論が行われており、これらの議論の中で出された意見については、適宜、RFOの運営に反映させた。

【評価項目14】

14.保有する個人情報の保護に関する事項

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
A (3.71)	A (3.86)	A (3.71)	A (3.71)	A (4.00)	A (3.85)	A (3.71)	A (3.57)	A (3.83)	A (3.77)

保有する個人情報の保護に関する事項

- 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成20年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めた。
 - 新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。
- また、個人情報担当者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

【評価項目15】

15.終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終評価
—	—	—	—	S (4.85)	S (5.00)	—	—	—	S (4.93)

終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項

- 厚生労働省からの指示により、厚生年金サンテール千葉の入居者が、入居時に締結した条件を将来にわたって確保するため、アドバイザーを選定し、不動産調査等を実施した。
- 入居者の終身利用権を保護するため、以下の譲渡条件を付して譲渡を行うこととした。
 - ①入居者が現在の委託先と締結している入居契約上の地位を買受者が継承すること、②管理費等の水準を1年間維持すること、③未償却の入居一時金を入居者への返還義務を付して承継すること
- 入札参加資格については、介護付き有料老人ホーム等を現在運営している法人に限定した。
- 平成22年7月22日に入札を実施し、9月30日に引渡しを完了した。
- 売買契約時に、買受者、厚生年金事業振興団及びRFOにおいて締結された「厚生年金サンテール千葉の入居契約上の地位の承継等に関する協定」により、買受者に承継された入居一時金等について定期的な確認を実施しており、現状、問題は生じていない。